

令和元年度（補正予算）非常用自家発電設備整備事業

この度、国において、令和元年度の補正予算による非常用自家発電設備の補助制度が示されました。本市においては、この補助制度を活用し、非常用自家発電設備を整備する際に補助を行う予定です。活用を希望する場合は、次のとおり必要書類をご提出ください。

※なお、国において今回の補正予算とは別に、令和2年度当初予算の補助事前協議について2月中旬から3月頃に示される予定です。追って示されるこちらの協議へ申請した場合、法人様による補助事業着手は8月から9月以降になることが想定されます。
(また、燃料タンクを含めた下限額が総事業費500万円以上となる予定)

- (1) 対象施設 特別養護老人ホーム（ショートを除く）、介護老人保健施設
- (2) 補助事業 非常用自家発電設備整備事業（燃料タンクを含む）
- (3) 補助額 上限額 なし
下限額 総事業費500万円以上（燃料タンクを除く）の整備に限る
整備に係る経費の補助率 国1/2 自治体1/4 事業者1/4
※ 地域密着型特別養護老人ホームは、定額補助。
上限額 1,540万円。下限額なし。
- (4) 提出期日 令和2年1月29日（水）（必着）
※国への申請期日までに期間が短いため、活用を希望する場合は、1月17日（金）までに高齢者事業推進課介護基盤係までご一報ください。
- (5) 提出書類 市ホームページに掲載している事前協議書様式をダウンロードし必要事項を記載の上、添付書類と併せてご提出ください。
 <事前協議書提出先>
 〒212-0013
 川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア西館10階
 川崎市健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係

注1 本事業については、現時点で市の予算が確定されておりませんので、事前協議書を提出いただいても、補助金を活用できない場合がございます。ご了承ください。

注2 市が交付する交付決定書（市長印付の文書）を受ける前に施工事業者との契約、または整備を行った場合は、当該交付金は交付されませんので御注意ください。

注3 交付対象は高齢者施設を運営する事業者です。

(問合せ) 川崎市健康福祉局 高齢者事業推進課 介護基盤係
電話 044-200-2454 FAX044-200-3926 Mail 40kosui@city.kawasaki.jp

手続の流れ

- ① 川崎市へ事前協議書提出（事業者⇒川崎市）【1月29日まで】
- ② 川崎市からの連絡（川崎市⇒事業者）【令和2年.3月中旬～3月下旬頃】

(※) 国から川崎市へ内示を受けた後になります。お示ししている時期は目安となりますので、ご了承ください。

③ 川崎市へ補助金交付申請書を提出（事業者⇒川崎市）【②の連絡後、3月中】

(※) 3月中に全て揃えて提出をいただく必要があるため、②の連絡を待たずに申請準備をしていただき、川崎市の事前チェックを受けてください。

④ 川崎市から決定通知を受理（川崎市⇒事業者）【③の提出後】

⑤ 工事にかかる契約・工事着手

(※) 必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。

(※) 工事については、契約、発注、各種検査、支払いを含めて対象年度（令和元年度）の3月末までに完了することが必要ですが、今回の補正予算対象案件については、補助金を令和2年度に繰り越す対応をいたします。

(※) 補助事業については、令和2年度中の「申請書に記載した事業完了日まで」に完了してください。期日までに事業完了が確認できない場合、補助金の交付を受けられなくなります。

⑥ 補助事業完了後、実績報告書を提出（事業者⇒川崎市）【完了後10日以内】

⑦ 川崎市による完了検査

⑧ 完了検査後、補助金の交付決定（川崎市⇒事業者）

⑨ 補助金の請求（事業者⇒川崎市）

⑩ 補助金交付

⑪ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還

その他

① 国との協議によっては、実施の可否、補助金額及び補助内容について変更になる可能性があります。また、申請数が予算額を超えた場合、補助対象施設の調整を行います。

② 市から決定通知を受理するまでは、業者等との契約を行わないでください。また、業者への発注・納品・支払い等は期日までに完了してください。

③ 金額に応じて、適切な方法で施工業者を決定してください。

	一般競争入札	指名競争入札 (5社以上)	見積合せ (3社以上)
工事	1,000万円以上	1,000万円未満	250万円以内
製造請負			250万円以内
物件の買入れ			160万円以内
委託			100万円以内

(※) 本市において「補助金等工事事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年12月に、「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正がされました。

- ・対象 100万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
- ・100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2社以上（3社以上とする可能性あり）から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

(※) 何らかの事情により入札又は見積合せが困難なケースがありましたら、高齢者事業推進課までお問い合わせください。

④ 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めることとなります。

⑤ 処分制限期間（昭和40年大蔵省令第15号）を経過する前に、事業所廃止・移転等を行う場合は、補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。